

平成 14 年 8 月 1 日付け目企情第 161 号決定
改正 平成 15 年 8 月 1 日付け目企情第 180 号決定
改正 平成 22 年 7 月 30 日政策決定会議決定
改正 平成 27 年 9 月 25 日政策決定会議決定
改正 平成 31 年 3 月 15 日付け目企情報第 2819 号決定
改正 令和 2 年 3 月 23 日付け目企情第 3047 号決定
改正 令和 4 年 9 月 1 日付け目企広第 1310 号決定
改正 令和 5 年 4 月 1 日付け目企広第 229 号決定
改正 令和 7 年 3 月 31 日付け目企広第 7611 号決定
改正 令和 8 年 3 月 31 日付け目企情第 4100 号決定

情報セキュリティ基本方針

1 趣旨

この方針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 6 第 1 項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として、目黒区（以下「区」という。）における情報セキュリティ対策の総合的かつ基本的な事項を定めるものとする。

2 基本理念

区は、デジタル技術を積極的に活用することにより、区民サービスの向上や業務の効率化を進めなければならない。一方で、区が管理し、保有する様々な情報とそれを処理するためのシステムについては、災害、障害、過失及び不正の脅威から守り、正確性や安全性を確保した安定的な運用が強く求められている。

職員（会計年度任用職員、非常勤職員を含む。）、議員及び各行政委員会の委員（以下「職員等」という。）をはじめ区の情報資産に携わる全ての者は、情報の漏えいや紛失、不正アクセス、コンピュータウイルス感染等の脅威に対し、常に情報セキュリティの重要性を認識し、制度、技術、運用の全般にわたる安全措置を講じることにより、個人情報や区の情報システムを高い安全管理のもとに保持していくものとする。

3 定義

この基本方針における用語の意義は、次の各号の定めによるものとする。

（1）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器をいう。

（2）情報処理システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（3）情報資産

次のいずれかに該当するものをいう。ただし、議員が議会において管理しない個人的に保有する情報処理システム及びそこで取り扱う情報等は除く。

ア ネットワーク及び情報処理システム並びにこれらに関する設備及び機器（電磁的記録媒体を含む。）

イ ネットワーク及び情報処理システムで取り扱う全ての電子データ及び文書に記載された情報

ウ 情報処理システムの開発と運用に係る情報

エ 窓口・郵送・使送等により授受した紙等の有体物としての文書に記載された情報

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 機密性

情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状況を確保することをいう。

(7) 可用性

情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに確実に情報資産を利用できることをいう。

(8) マイナンバー接続系

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報処理システム、データ及び文書をいう。

(9) LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報処理システム、その情報処理システムで取り扱うデータ及び文書をいう（マイナンバー接続系を除く。）。

(10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理等に関わるインターネットに接続された情報処理システム、その情報処理システムで取り扱うデータ及び文書をいう。

(11) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(12) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

4 適用の範囲

この方針を適用する実施機関は、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会とする。

5 組織体制の整備

区が保有する情報資産について、統一的な情報セキュリティ対策の実施及び推進を図るため、実施機関間で連絡、調整を図る体制を整備する。

6 情報セキュリティ対策に係る規程の体系

区の情報セキュリティ対策は、次の（1）から（3）に基づいて実施することとする。

なお、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順については、公にすることにより区の運営に重大な支障を及ぼすおそれがある情報資産であることから、目黒区情報公開条例（平成12年条例第58号）第7条第1項第3号イの規定又は区議会情報公開条例（平成13年条例第3号）第9条第1項第3号イの規定に基づき不開示とする。

(1) 情報セキュリティ基本方針（この方針）

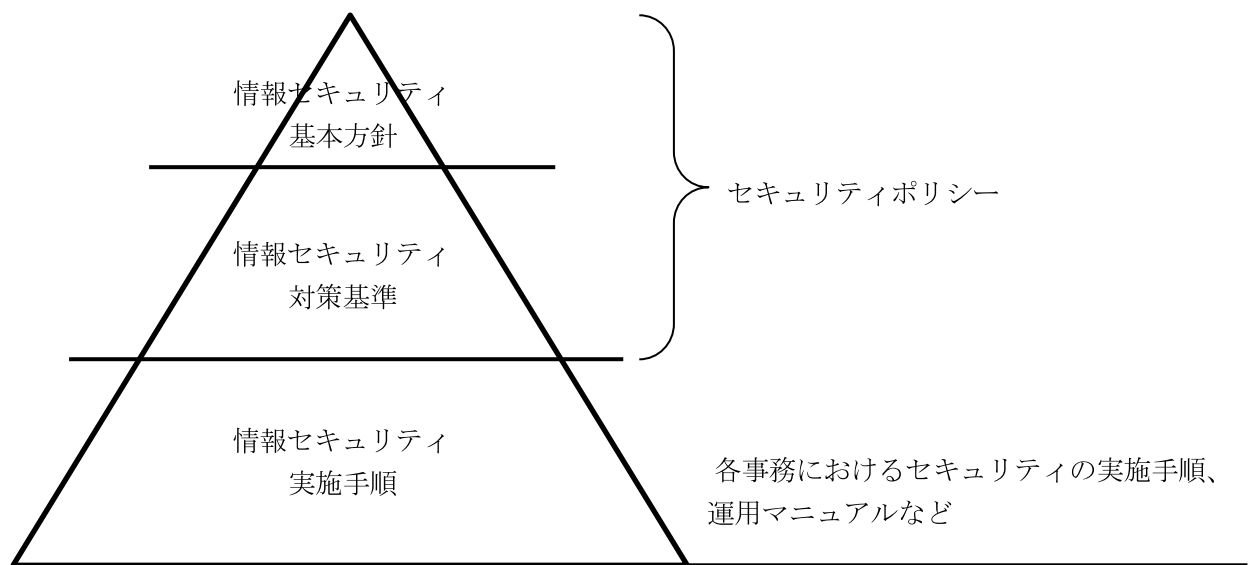
区の情報セキュリティに関して基本とする方針

(2) 情報セキュリティ対策基準

情報セキュリティ基本方針に基づいて定めた具体的な情報セキュリティ対策の基準

(3) 情報セキュリティ実施手順

情報セキュリティ対策基準に基づいて定めた各事務における情報セキュリティ対策の実際の手順



7 職員等の遵守義務

職員等（人材派遣により区の業務に従事する者を含む。以下同じ。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たり、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

8 委託事業者等の情報セキュリティ対策

区は、業務を受託する事業者及び公の施設の管理を行う指定管理者等に対し、区の情報セキュリティ対策を踏まえた必要な情報セキュリティの水準がこれらの者において確保されるよう、適切な指導、措置等を実施しなければならない。

9 外部サービス（クラウドサービスを含む）の利用

外部サービス（クラウドサービスを含む）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

10 情報資産の分類及び管理

各情報資産に適した情報セキュリティ対策を行うため、情報資産を機密性、完全性及び可用性の観点から分類し、管理方法等を具体的に定める。

11 情報資産に対する脅威への対応

情報資産に対する脅威を次のとおり想定し、発生頻度及び発生時の影響等を踏まえて、情報セキュリティ対策を実施する。

（1）意図して脅威を発生させる行為によるもの

部外者の侵入、不正アクセス、コンピュータウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（2）脅威が発生する可能性があるもの

情報資産の無断持ち出し、個人情報等の不開示情報・職務上知り得た情報に対する無許可の記録・保存・公開、操作権限を有しない者による操作、利用権限を有しないソフトウェア導入等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等

(3) その他

- ア 災害（地震、落雷、火災、風水害等）によるサービス及び業務の停止等
- イ 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- ウ 電力供給の途絶、通信の断絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

1 2 情報セキュリティ対策の内容

区が保有する情報資産を上記 1 1 の脅威から保護するため、次の情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 物理的な対策

情報資産の設置場所又は保管場所への立入りの制限及び機器の管理等の物理的な対策を講じる。

(2) 人的な対策

職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(3) 技術的な対策

情報資産を保護するためのコンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(4) 運用面の対策

ア 上記（1）から（3）までの対策による情報セキュリティの維持・管理等の運用面の対策を講じるものとする。

イ 情報資産への被害が発生した場合等における緊急時対応体制の整備を図る。

(5) 情報処理システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報処理システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

ア マイナンバー接続系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報処理システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び区市町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

1 3 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティが維持されていることを検証するため、定期的又は必要に応じて監査及び自己点検を行う。

1 4 情報セキュリティ基本方針等の見直し

情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、上記 1 3 の監査及び自己点検の結果や情報セキュリティを取り巻く状況の変化（情報処理システムの変更、新たな脅威の発生等）等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

付則

（施行期日）

この情報セキュリティ基本方針は、平成 1 4 年 8 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この情報セキュリティ基本方針は、平成 1 5 年 8 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この情報セキュリティ基本方針は、平成22年7月30日から施行する。

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、平成27年10月5日から施行する。

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、平成31年3月15日から施行する。

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、令和8年4月1日から施行する。